個人情報適正管理理事会規定

1　会員の個人情報を取り扱う範囲は、茨城県臨床工学技士会事務局内とする。
個人情報取扱責任者は事務局長が当たり統括するものと定める。

2　事務局長は、個人情報を取り扱う１に記載する事務局内の職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、事務局長は少なくとも 5 年に 1 回は個人情報に関する講習会を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

3　１の個人情報取扱責任者は、茨城県臨床工学技士会会員から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
　また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、事務局長は技士会会員への周知に努めることとする。

4　茨城県臨床工学技士会会員の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
　なお、個人情報に係る苦情処理担当者は事務局長が担う。

5　茨城県臨床工学技士会理事が通信に使用するパソコンは、十分なセキュリティー対策が施された仕様とすることが望ましい。ウイニーなどファイル交換ソフト（ WinMX, KaZaA ,share, limewire, skype ,BitTorrent , cabos　等類似する全て）がインストールされていないことの確認書を任意にて提出するものとする。

平成 19 年４月１７日　作成